

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.7

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 西村あさひ法律事務所
弁護士 新川 麻

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー

【報告義務発生日】 平成29年9月22日

【提出日】 平成29年9月28日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	J C R ファーマ株式会社
証券コード	4552
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	グラクソ グループ リミテッド (Glaxo Group Limited)
住所又は本店所在地	英国、ティーダブル8 9ジーエス、ミドルセックス、プレントフォード、グ レート ウェスト ロード 980
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和10年10月14日
代表者氏名	エディンバラ ファーマシューティカル インダストリーズ リミテッド (Edinburgh Pharmaceuticals Industries Limited)
代表者役職	コーポレート ディレクター
事業内容	資金提供や特許管理によるグラクソ・スミスクライングループへの研究開発 支援、並びにグラクソ・スミスクライングループ関連企業の持株管理及び持 株会社の投資資産管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 飯永 大地
電話番号	03-6250-6200

(2)【保有目的】

業務提携を目的とした政策投資。取締役の選定。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	7,132,823		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 7,132,823	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		7,132,823
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年8月10日現在)	V	32,421,577
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		22.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		24.63

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成29年9月22日	普通株式	854,100	2.63	市場外	処分	3,070

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、株式会社メディopalホールディングス(以下「メディopal」といいます。)との間で、メディopalに発行者株式7,132,823株を売却する旨の株式譲渡契約を平成29年9月21日に締結しています。かかる株式譲渡は、一定の要件(適用のある独占禁止法及び競争法に基づく必要手続の完了を含みます。)の充足を条件として、平成29年10月末頃に実行される予定です。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	7,730,323
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	7,730,323

「自己資金額(W)」、「その他金額計(Y)」、「上記(Y)の内訳」及び「取得資金合計(W+X+Y)」について、平成22年3月19日付で取得した新株予約権156個は、上記自己資金額のうち811,200千円及び提出者が保有する発行者の普通株式150,000株を対価として取得したものであり、当該新株予約権の取得総額を具体的に定めていないため、当該普通株式150,000株により取得した新株予約権の個数は不明です。

「自己資金額(W)」は、処分前の1株当たりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に処分した株数を乗じた額を差し引く方法により計算しております。

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地